



熊本県公報

号外 第21号
令和8年(2026年)
3月30日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康福祉政策課) 1
- 熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (子ども家庭福祉課) 3
- 熊本県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則…………… (水産振興課) 4

規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第10号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
熊本県災害救助法施行細則(昭和52年熊本県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1(1)イ中「仮小屋を設置し、天幕を設営し」を「移動可能な施設、車両等
を設置し」に改め、同表1(1)ウ中「設置費」の次に「(法第4条第2項の「避難所」
については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水
費)」を加え、「320円」を「360円」に改め、同表1(1)エ中「福祉避難所」(「
高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)」を「法第2条第2項に基づき、「福
祉避難所」(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる
もの)」に、「避難所での生活において特別な配慮を必要とするもの」に供与する」を「災害
対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第20条の6第1号から第5号までに定
める基準に適合する」に改め、同表1(1)オ中「生活」を「避難生活」に、「に避難し」
を「で避難生活し」に改め、同表1(1)カ中「避難所」を「法第4条第1項第1号の「
避難所」に改め、「7日以内」の次に「とし、同条第2項の「避難所」を開設できる期間
は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間」を加
え、同表1(2)中「以下「建設型仮設住宅」を「以下「建設型応急住宅」に、「以下「借
上型仮設住宅」を「以下「賃貸型応急住宅」に改め、同表1(2)ア中「ア 建設型仮設住
宅」を「ア 建設型応急住宅」に改め、同表1(2)ア(ア)中「建設型仮設住宅」を「建設
型応急住宅」に改め、同表1(2)ア(イ)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、
「5,610,000円」を「7,089,000円」に改め、同表1(2)ア(ウ)中「建
設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同表1(2)ア(エ)中「高齢者」の次に「
障害者」を加え、「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同表1(2)ア(オ)
から(キ)までの規定中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同表1(2)イ中
「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同表2(1)ウ中「1,140円」を「
1,390円」に改め、同表3(3)アの表中「18,500円」を「20,300円」に、
「23,800円」を「26,100円」に、「35,100円」を「38,700円」
に、「42,000円」を「46,200円」に、「53,200円」を「58,500
円」に、「7,800円」を「8,500円」に、「30,600円」を「33,700
円」に、「39,700円」を「43,500円」に、「55,200円」を「60,6
00円」に、「64,500円」を「70,900円」に、「81,200円」を「89,
300円」に、「11,200円」を「12,300円」に改め、同表3(3)イの表中「
6,000円」を「6,700円」に、「8,100円」を「8,900円」に、「12,
200円」を「13,400円」に、「14,800円」を「16,300円」に、「1
8,700円」を「20,500円」に、「2,600円」を「2,900円」に、「9,
800円」を「10,700円」に、「12,800円」を「14,000円」に、「1
8,100円」を「19,900円」に、「21,500円」を「23,600円」に、
「27,100円」を「29,800円」に、「3,500円」を「3,900円」に改
め、同表6を次のように改める。

6 福祉サービスの提供

- (1) 「福祉サービスの提供」は、災害により現に被害を受け、避難生活において配
慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者(以下「災害時要配慮者」とい
う。)に対して、応急的に処置するものであること。

- (2) 「福祉サービスの提供」は、都道府県知事等（法第3条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものであること。
- (3) 「福祉サービスの提供」は、次の範囲内において行うこと。
 - ア 災害時要配慮者に関する情報の把握
 - イ 災害時要配慮者からの相談対応
 - ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
 - エ 災害時要配慮者の避難所への誘導
 - オ 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）
- (4) 「福祉サービスの提供」のため支出できる費用は、前号アからエまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは建物購入費として当該地域における通常の実費とし、同号オの場合は消耗器材費、建物使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。
- (5) 「福祉サービスの提供」を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

別表第1の13(1)ア中「被災者」の次に「（法第4条第2項の救助にあつては避難者）」を加え、同表13(1)中キをクとし、力をキとし、才をカとし、同表13(1)エ中「飲料水」を「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水」に改め、同表13(1)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 福祉サービスの提供
 別表第1の13を同表14とし、同表12(2)中「135,400円」を「143,900円」に改め、同表12を同表13とし、同表11(4)ア中「3,400円」を「3,700円」に改め、同表11(4)イ中「5,300円」を「5,900円」に改め、同表11を同表12とし、同表10を同表11とし、同表9(3)中「211,300円」を「232,200円」に、「168,900円」を「185,700円」に改め、同表9を同表10とし、同表8(3)イ中「4,400円」を「5,500円」に、「4,700円」を「5,800円」に、「5,100円」を「6,300円」に改め、同表8を同表9とし、同表7を同表8とし、同表6の次に次のように加える。

7 被災した住宅の応急修理

- (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - ア 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。
 - イ 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロップ、土り等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり53,900円以内とすること。
 - ウ 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」は、災害発生の日から10日以内に完了すること。
- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - ア 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければならない程度に在住家が半壊した者に対して行うものであること。
 - イ 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
 - (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円
 - (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円
 - ウ 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了すること。

別表第2のその1の表を次のように改める。
 その1

区分	日当	時間外勤務手当	旅費
医師及び歯科医師	1人1日当たり25,400円以内	勤務が7時間45分以上にわたるときは、超過する勤務時間1時間につき、日当額に775分の125を乗じて得た額	熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）に定める8級以下の職務にある者の旅費
薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴	1人1日当たり17,200円以内		

覚士、歯科衛生士及び 歯科技工士		に相当する額
救急救命士	1人1日当たり1 4,400円以内	
保健師、助産師、看護 師及び准看護師	1人1日当たり1 6,400円以内	
保育士、社会福祉士、 介護福祉士、介護支援 専門員、精神保健福祉 士、公認心理師又は規 則第4条の2に規定す る相談支援専門員	1人1日当たり1 6,500円以内	
土木技術者及び建築技 術者	1人1日当たり1 6,500円以内	
大工	1人1日当たり2 7,500円以内	
左官	1人1日当たり2 6,800円以内	
とび職	1人1日当たり2 6,900円以内	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第11号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県児童福祉法施行細則（昭和43年熊本県規則第34号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第10号中「第56条第4項」を「第56条第3項」に改め、同条第2項第11号中「第7項又は第9項」を「第18項又は第20項」に改め、同項第12号中「（同条第6項において準用する場合を含む。第9条の3第1項において同じ。）」を削り、同項第13号及び第15号中「（同条第6項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第16号中「第56条第4項」を「第56条第3項」に改める。
第9条の2中「（同条第6項において準用する場合を含む。）」を削る。「
第10条の5中「第8項若しくは第9項」を「第19項若しくは第20項」に改める。
第11条第5号中「（満20歳未満義務教育修了児童等に係るものに限る。次条において同じ。）」を削る。

別記第15号様式の3中「

保 険 者 名 及 び 番 号		被 保 険 者 証 の 記 号 及 び 番 号
--------------------	--	----------------------------

及び「※「保険者名及び番号」欄及び「被保険者証の記号及び

番号」欄は、指定医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の利用を申請する場合は、記入してください。」を削り、「80万円」を「80万9千円」に改める。

別記第15号様式の4中「第24条の2第3項」を「第24条の2第1項」に、「児童福祉法施行規則第25条の19第3項」を「第24条の7第1項」に改める。

別記第15号様式の5中「医療保険の被保険者証」を「健康保険証利用登録がされた個人番号カード等」に改める。

別記第15号様式の6中

児 童	フリガナ	生年月日
	氏 名	年 月
	被保険者証の 記号及び番号	保険者名 及び番号

日 を 「

フリガナ	生年月日
------	------

 に改め、

「 童 氏 名 」 「 年 月 日 」

「医療保険の被保険者証」を「健康保険証利用登録がされた個人番号カード等」に改める。
別記第18号様式中「、教育及び懲戒」を「及び教育」に改める。

別記第22号様式中 「第31条第2項
第31条第3項
第63条の2第1項
第63条の2第2項」 を「第31条第2項（第3項）」に改

める。
別記第26号様式の2中「（第6項において準用する同条）」を削る。

別記第26号様式の3の備考第3号中「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に改める。

別記第29号様式の3中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記第32号様式中 「従事する場所」を「従業する場所」に改める。

別記第35号様式中「あなたが保護者（保護延長者の監護者）になっている」を削り、「第8項・第9項」を「第19項・第20項」に、

「一時保護を委託」を「一時保護」に、

「一時保護」に、「児童（保護延長者）氏名」を「児童氏名」に、「開始の理由」を「理由」に改め、

同様式備考第3号を同様式備考第4号とし、同様式備考第2号中「一時保護を加えた児童」を「一時保護が行われた児童」に、「、教育及び懲戒」を「及び教育」に改め、

同号を同様式備考第3号とし、同様式備考第1号中「親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）」を「親権者等」に改め、同号を同様式備考第2号とし、

同様式備考第1号として次のように加える。

1 児童相談所長又は都道府県知事が一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされています。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないこととされています。（児童福祉法第33条）

(1) 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の同意がある場合

(2) 当該児童に親権者等がない場合

(3) 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県児童福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている通知書は、新規則の規定により交付された通知書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申込書その他の書類は、新規則の規定により提出された申込書その他書類とみなす。

4 この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第12号
熊本県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則
熊本県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

法第30条第1項及び第2項の規定による報告は、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）に係るものにあつては別記第1号様式により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源に係るものにあつては別記第1号の2様式により、漁獲努力量管理区分に係るものにあつては別記第2号様式により、それぞ

れ行うものとする。
第3条第2項及び第4条第1項中「第30条第1項」の次に「及び第2項」を加える。
第4条第3項中「に係るものにあつては漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））（別記第1号様式）により、漁獲努力量管理区分に係るものにあつては漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）（別記第2号様式）」を「の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）に係るものにあつては別記第1号様式により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源に係るものにあつては別記第1号の2様式により、漁獲努力量管理区分に係るものにあつては別記第2号様式」に改める。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第3条関係)

特定水産資源 (特別管理特定水産資源を除く。) の漁獲量等報告書
 (非漁獲割当管理区分 (漁獲努力量管理区分を除く。))

年 月 日

熊本県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁業法第30条第1項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		漁船登録番号	船舶の名称
		KM ー	
		KM ー	
特定水産資源の名称	管理区分	陸揚げした日	漁獲量 (kg)

(記載要領)

- 「許可番号又は免許番号」の欄は、許可 (漁業法第57条第1項の許可をいいます。) に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号 (海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づく承認に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては、承認番号) を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号をそれぞれ記入してください。ただし、許可番号 (承認番号を含みます。) 又は免許番号のいずれも持たない場合には、空欄としてください。
 - 「漁船登録番号」及び「船舶の名称」の欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、空欄としてください。
 - 「管理区分」の欄は、漁業法第14条第1項に規定する方針において定める当該特定水産資源の知事管理区分の名称を記入してください。
 - 「陸揚げした日」の欄は、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合には、いけす (移送用の仮いけすを含む。) に入れた日を記入してください。
 - 「漁獲量」の欄は、日別漁獲量を記入してください。
- 別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号の2様式(第3条関係)

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書
(非漁獲割当管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))

年 月 日

熊本県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁業法第30条第2項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		漁船登録番号	船舶の名称	
		KM ー		
		KM ー		
特別管理特定水産資源の名称	管理区分	陸揚げした日	漁獲量(kg)	個体の数

(記載要領)

- 「許可番号又は免許番号」の欄は、許可(漁業法第57条第1項の許可をいいます。)に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号(海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づく承認に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては、承認番号)を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号をそれぞれ記入してください。ただし、許可番号(承認番号を含みます。)又は免許番号のいずれも持たない場合には、空欄としてください。
- 「漁船登録番号」及び「船舶の名称」の欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特別管理特定水産資源の採捕をした場合には、空欄としてください。
- 「管理区分」の欄は、漁業法第14条第1項に規定する方針において定める当該特定水産資源の知事管理区分の名称を記入してください。
- 「陸揚げした日」の欄は、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合には、いけす(移送用の仮いけすを含む。)に入れた日を記入してください。
- 「漁獲量」の欄は、日別漁獲量を記入してください。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。